



# 全国保育士会委員ニュース

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp  
http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

## <ニュースの内容>

- 「私たちは、命を育み、学ぶ意欲を育てます。」保育のPRポスター一活用のお願い
- 「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会（第2回）」が開催される（こども家庭庁）

## ■ 「私たちは、命を育み、学ぶ意欲を育てます。」保育のPRポスター一活用のお願い

全国保育士会では、全国保育士会会員が所属する保育所・認定こども園等において、保育士・保育教諭等が専門職として大切にしている保育の内容と専門性を多くの方にご理解いただくため、「私たちは、命を育み、学ぶ意欲を育てます。」ポスターを、毎年作成しています。

ポスターは、保育士資格が国家資格化された11月29日の前後1週間（11月22日～12月6日）の期間に、一斉に貼り出していただくよう呼びかけ、全国各地で保育の専門性の発信に取り組んでいます。

今年度は、さらに発信力を強化するため、よりアピール性の高いデザインにリニューアルしました。

日々の保育内容や専門性、魅力等を保護者や地域社会にご理解いただくために、ぜひご活用ください。

ポスターは本会ホームページからダウンロードいただけます。

また、本会作成の全国統一ポスター

以外にも、本会会員が所属する各保育所・認定こども園等が独自の写真を入れ込み、オリ



令和5年度全国統一ポスター

ジナルポスターを作成することもできます。作成するためのフォーマットは、本会ホームページの会員専用ページからダウンロードして作成していただけます。

【全国保育士会 HP】トップ ≫ 会員専用ページ ≫ 「保育」にかかる『発信』の取り組みの強化について～ポスター掲出のお願い～

[https://www.z-hoikushikai.com/members/poster\\_dvd.php](https://www.z-hoikushikai.com/members/poster_dvd.php)

## ■ 「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会 保育士資格等に関する専門委員会（第2回）」が開催される（こども家庭庁）

令和5年11月27日、「こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会保育士資格等に関する専門委員会（第2回）」が開催されました。

本専門委員会における主な検討事項は以下のとおりです。

－全国保育士会事務局整理－

### (1) 地域限定保育士制度<sup>※1</sup>の全国での実施を可能とすることに関する事項

⇒保育士不足が全国的な課題となっていることから、国家戦略特区に限定されている本制度を全国展開することに関して検討

### (2) 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた改正に関する事項

⇒幼保連携型認定こども園で勤務するにあたって、保育士資格あるいは幼稚園教諭免許状どちらか一方のみで保育教諭等となることができる特例の期限が令和6年度末で期限を迎えることについて、期限の延長等に関して検討

### (3) 指定保育士養成施設における入所資格に係る指定要件の見直しに関する事項

⇒指定保育士養成施設への入所資格と、保育士試験の受験資格に規定されている児童福祉施設等における勤務経験の対象施設・事業に差があることから、その整理に関して検討

本会からは北野久美副会長が委員として参画しており、以下の内容について発言しています。

### 1. 「地域限定保育士制度」の全国での実施について

➤ 本制度の指定試験機関として法人一般を指定できることについては、

① 受験の対象が当該都道府県全域となることから、そのことを前提とした運営体制の確保が必要であること

② 適正な質の試験問題の作成が必要になること

を理由として、指定にあたっての基準を定めることが必要であると考えます。

- 地域限定保育士の登録から3年の経過、かつ地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって全国で働くことができるようにすることについて、この1年間が対象とする時期や積算の方法等の整理が必要。状況によっては全国で勤務するまでにブランクがある可能性があり、その間に保育制度等が大きく変わることも想定される。保育の質を十分に確保するために、研修等の機会を確保することが大切と考える。

## 2. 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭の特例措置について

- 人材の流出等を防ぐ観点から、特例措置を5年間延長（令和11年度末まで）することについては賛成する。
- 一方で、主幹保育教諭・指導保育教諭の延長は2年間（令和8年度末まで）とすることについては、それぞれの役割の重要性から、延長期間は1年間とすることで、資格の併有を加速させることが必要であると考え。主幹保育教諭・指導保育教諭の資格併有を促進することで、保育教諭の資格併有についてもより促進できるのではないか。
- また、令和5年度から実施されている資格の取得に係るさらなる要件緩和<sup>※2</sup>に係る特例についても延長することについては、慎重な検討が必要である。

さらなる要件緩和にあたっては、履修が必要な科目のうち「乳児保育（演習）」「こども家庭支援論（講義）」が1単位ずつ削られているが、この2科目は保育所や幼保連携型認定こども園等にとって非常に重要なものである。保育所であれば処遇改善加算Ⅱにかかるキャリアアップ研修にて補完することが可能だが、幼保連携型認定こども園では必ずしもそうではない。現場で働く者として、十分な経験や知識を修得するためにも、本科目は各2単位ずつの取得が必要であると考え。

※1 保育士不足解消等を目的として、年間2回の通常の保育士試験に加え、地域限定保育士試験を実施し、当該試験の合格者は登録後3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する仕組み。（現在地域限定保育士試験を実施しているのは神奈川県、大阪府、沖縄県）

※2 幼保連携型認定こども園で勤務する幼稚園教諭免許状の所持者について、従前からの資格の併有促進策として、勤務経験3年かつ4,320時間に加え、保育士養成施設にいて8単位を修得した場合に保育士資格を取得することができる。

令和5年4月より、上記の勤務経験にさらに2年かつ2,880時間の勤務経験を有する者については、修得すべき単位を6単位とする特例措置が実施されている。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

- ホーム>会議等>こども家庭審議会>幼児期までのこどもの育ち部会>保育士資格等に関する専門委員会  
[https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo\\_sodachi/hoikushi\\_shikaku/](https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_sodachi/hoikushi_shikaku/)